

○長岡市介護保険生活困窮者利用者負担軽減事業実施要綱

平成15年5月28日

告示第129号

改正 平成16年3月3日告示第53号

平成18年3月31日告示第128号

平成24年3月30日告示第130号

平成27年3月31日告示第148号

平成28年3月31日告示第153号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険による指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）の利用促進を図ることにより、生活が著しく困窮している者が居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、指定居宅サービス等に係る利用者負担の軽減を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。
- (2) 指定介護予防サービス 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。
- (3) 指定地域密着型サービス 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。
- (5) 利用者負担 指定居宅サービスに要する経費のうち法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費、法第53条第2項に規定する介護予防サービス費、法第42条の2第2項に規定する地域密着型サービス費又は法第54条の2第2項に規定する地域密着型介護予防サービス費を控除した部分の負担をいう。

(対象者)

第3条 利用者負担の軽減の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の介護保険の被保険者であって、当該被保険者の属する世帯の全ての世帯員についてサービス利用月

の属する年度分（サービス利用月が4月又は5月である場合は、その前年度分）の市町村民税が非課税であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者は、対象者としな

(1) 次の全ての要件を満たす世帯に属する者

ア 全ての世帯員の収入の合計額が、次に定める額以下である世帯

(ア) 借地又は借家に居住している場合は、1,600,000円（世帯員の数

が2人を超えるときは、2人を超える世帯員1人につき350,000円を加算した額）

(イ) (ア)に定める場合以外の場合は、1,200,000円（世帯員の数

が2人を超えるときは、2人を超える世帯員1人につき350,000円を加算した額）

イ 当該世帯に属さない者（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されている者に限る。）の扶養親族（同法第292条第1項第8号に定める扶養親族をいう。）となっている世帯員が1人もいない世帯

ウ 当該世帯に属さない者の医療保険の被扶養者になっている世帯員が1人もいない世帯

エ 次に掲げる活用できる資産を有している世帯員が1人もいない世帯

(ア) 課税標準額が土地にあつては900,000円、家屋にあつては200,000円を超える土地又は家屋（居住のため、現に使用している資産を除く。）

(イ) 世帯員1人につき1,000,000円を超える預貯金又は世帯員全ての合計が2,000,000円を超える預貯金

(2) 老齢福祉年金の受給権を有している者

（軽減対象居宅サービス）

第4条 利用者負担の軽減の対象となる指定居宅サービス（以下「軽減対象居宅サービス」という。）は、次に掲げる指定居宅サービスとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護のサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護のサービス
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護のサービス
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションのサービス
- (5) 法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導のサービス
- (6) 法第8条第7項に規定する通所介護のサービス
- (7) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションのサービス

- (8) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護のサービス
- (9) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護のサービス
- (10) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与のサービス
- (11) 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売のサービス

2 利用者負担の軽減の対象となる指定居宅介護予防サービス（以下「軽減対象介護予防サービス」という。）は、次に掲げる指定介護予防サービスとする。

- (1) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護のサービス
- (2) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護のサービス
- (3) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションのサービス
- (4) 法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導のサービス
- (5) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションのサービス
- (6) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護のサービス
- (7) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護のサービス
- (8) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与のサービス
- (9) 法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売のサービス

3 利用者負担の軽減の対象となる指定地域密着型サービス（以下「軽減対象地域密着型サービス」という。）は、次に掲げる指定地域密着型サービスとする。

- (1) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス
- (2) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護のサービス
- (3) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護のサービス
- (4) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護のサービス
- (5) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護のサービス
- (6) 法第8条第23項に規定する複合型サービスのサービス

4 利用者負担の軽減の対象となる指定地域密着型介護予防サービス（以下「軽減対象地域密着型介護予防サービス」という。）は、次に掲げる指定地域密着型介護予防サービスとする。

- (1) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のサービス
- (2) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護のサービス
(軽減割合)

第5条 利用者負担を軽減する割合は、10分の3とする。

(認定申請)

第6条 利用者負担の軽減を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して市長に申請をし、その認定を受けなければならない。

(1) 給与証明書、年金支払通知書、年金額改訂通知書その他収入金額を証明することができる書類

(2) 預貯金等を証明する書類

2 前項の規定にかかわらず、当該対象者に賦課されている介護保険料が、長岡市介護保険条例（平成12年長岡市条例第10号）第17条第2項の規定に基づき同条例第8条第2号又は第3号に定める保険料率から同条第1号に定める保険料率に減額されている場合にあっては、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(認定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、対象者に該当すると認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(認定の期間)

第8条 前条の規定により対象者として認定する期間（以下「認定期間」という。）は、申請の日の属する月の初日から翌年の6月末日（申請の日が1月から6月であるときは、その年の6月末日）までとする。

(軽減の方法)

第9条 利用者負担の軽減は、認定期間内に提供を受けた軽減対象居宅サービス、軽減対象介護予防サービス、軽減対象地域密着型サービス及び軽減対象地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担について、当該利用者負担の額に第5条に定める軽減割合を乗じて得た額に相当する額の生活困窮者利用者負担軽減費（以下「軽減費」という。）を、第7条の規定により認定を受けた者（以下「認定利用者」という。）に支給することにより行うものとする。

(軽減費支給の申請)

第10条 認定利用者は、軽減費の支給を受けようとするときは、市長に申請をしなければならない。

(軽減費の支給)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、軽減費の支給の可否及び支給額を決定し、これを当該申請をした者に通知するとともに、その者に軽減費を支給するものとする。

(認定期間の更新)

第12条 認定利用者は、認定期間の満了後も引き続き利用者負担の軽減を受けようとする場合は、認定期間の更新の申請を市長にしなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、当該申請をした認定利用者が引き続き対象者に該当するかどうかを調査し、該当すると認めるときは、認定期間を1年間更新するものとする。

(資格喪失の届出)

第13条 認定利用者は、第3条に定める対象者の要件に該当しなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(軽減費の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により軽減費の交付を受けた者に対して、当該軽減費の返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月3日告示第53号)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供された指定居宅サービスに対する利用者負担の軽減から適用し、施行日前に提供された指定居宅サービスに対する利用者負担の軽減については、なお従前の例による。

3 改正後の第8条の規定は、施行日以後に認定の申請を行った者に係る認定期間から適用し、施行日前に認定の申請を行った者に係る認定期間は、なお従前の例による。

4 改正前の第8条の規定の適用を受けた者が平成16年5月末日に認定期間が満了することを理由に第12条第1項に規定する更新の申請をした場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「1年間」とあるのは、「平成17年6月末日まで」とする。

附 則 (平成18年3月31日告示第128号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第130号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第148号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第153号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成29年 3 月31日までの間における第 2 条の規定による改正後の長岡市介護保険生活困窮者利用者負担軽減事業実施要綱第 4 条第 2 項の規定の適用については、同項中「指定介護予防サービス」とあるのは、「指定介護予防サービス並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護のサービス及び同条第 7 項に規定する介護予防通所介護のサービス」とする。